

平成26年3月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、初診日を平成〇年〇月〇日とする非定型自閉症、知的障害(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「傷病(非定型自閉症、知的障害)について、20歳に達した日平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国民年金法施行令別表(障害等級1・2級の程度を定めた表)に定める程度に該当しないため。」という理由により障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害基礎年金を受けるためには、当該障害の原因となった傷病に係る初診日において国民年金の被保険者であり、初診日の前日において、所定の保険料納付要件を満たしていることが必要とされているところ、初診日において20歳未満であった者の場合に限り、これらの要件は必要とされないことになっている。そして、保険料納付要件を満たした上で、対象となる障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める障

害等級2級以上に該当することが必要とされている(国年法第30条第1項、第30条の2第1項及び第2項、第30条の4並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第20条)。

- 2 本件の場合、当該傷病に係る初診日が20歳到達前にあることは、提出された資料により明らかであり、かつ、当事者間にも争いがないと認められることから、本件の問題点は、障害認定日である請求人の20歳到達日(平成〇年〇月〇日)における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に定める2級の程度に該当しないと認められるかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 本件障害の状態について判断する。  
国年令別表は、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病にかかわると認められるものとしては、「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が掲げられている。

そして、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこれに依拠するのが相当であると思料するものである。

認定基準の第3第1章「第8節/精神の障害」によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著

しい制限を加えることを必要とする程度  
のものを2級に該当するものと認定する  
とされている。そして、精神の障害は、「統  
合失調症、統合失調症型障害及び妄想性  
障害」、「気分（感情）障害」、「症状性  
を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的  
障害」、「発達障害」に区分され、知的  
障害の認定にあたっては、知能指数のみ  
に着眼することなく、日常生活のさまざ  
まな場面における援助の必要度を勘案し  
て総合的に判断し、発達障害について  
は、たとえ知能指数が高くても社会行動  
やコミュニケーション能力の障害により  
対人関係や意思疎通を円滑に行うことが  
できないために日常生活に著しい制限を  
受けることに注目して認定を行い、知的  
障害又は発達障害とその他認定の対象と  
なる精神疾患が併存しているときは、併  
合（加重）認定の取扱いを行わず、諸症  
状を総合的に判断して認定するとされて  
いる。また、いずれについても、日常生  
活能力等の判定に当たっては、身体的機  
能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的  
な適応性の程度によって判断するよう努  
め、就労支援施設や小規模作業所などに  
参加する者に限らず、雇用契約により一  
般就労をしている者であっても、援助や  
配慮のもとで労働に従事していることか  
ら、労働に従事していることをもって、  
直ちに日常生活能力が向上したものと捉  
えず、現に労働に従事している者につい  
ては、その療養状況を考慮するとともに、  
仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で  
受けている援助の内容、他の従業員との  
意思疎通の状況等を十分確認したうえで  
日常生活能力を判断することとされてい  
る。そうして、知的障害により障害等級  
2級に相当すると認められるものを一部  
例示するとして、「知的障害があり、食  
事や身のまわりのことなどの基本的な行  
為を行うのに援助が必要であって、かつ、  
会話による意思の疎通が簡単なものに  
限られるため、日常生活にあたって援助が  
必要なもの」が、発達障害により障害等  
級2級に相当すると認められるものを

一部例示するとして、「発達障害があり、  
社会性やコミュニケーション能力が乏し  
く、かつ、不適応な行動がみられるため、  
日常生活への適応にあたって援助が必要  
なもの」が掲げられている。

2 そうして、本件障害の状態は、a病院  
b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現  
症に係る同日付診断書（以下「本件診断  
書」という。）によれば、障害の原因と  
なった傷病名には当該傷病が掲げられ  
た上で、発病から現在までの病歴及び治療  
の経過等は、請求人の母親（B）から平  
成〇年〇月〇日に聴取したとして、「早  
幼児期より自閉症状が認められ、言葉お  
よび知的発達の遅れが認められた。3才  
10ヵ月でa病院b科で上記診断を受け  
た。同センターの特育グループと幼稚園  
を経て、小学校は普通学級に入学し卒業  
した。中学校は特別支援学級、高校は特  
別支援学校を卒業した。高卒後は1年  
2ヵ月、就労移行型の作業所に通い、本  
年〇月より特例子会社にトライアル雇  
用、〇月より正式に就労した。中度知的  
障害を有している。てんかん発作はなく、  
継続的に服用している薬物はない。11  
才時よりチック症状がある。」、診断書作  
成医療機関における初診時（平成〇年〇  
月〇日）所見は、「視線はやや合いにく  
い。模倣をささってもあまりしようとし  
ない。対人反応は豊かではない。有意味  
語の表出は乏しく、反響語が目立つ。ま  
た意味のない発声もみられる。指さし行  
動は乏しい。棒状のものが好きで、車輪  
も好む。爪先立ちなどの行動も時々みら  
れる。」、発育・養育歴等は、「早幼児期  
より自閉症状が認められ、言語および知  
的発達の遅れが認められた。3才10か  
月でa病院b科で上記診断を受けた。特  
別支援学校高等部を卒業し、本年〇月よ  
り就労支援を受けて就労している。」、職  
歴は、「平成〇年〇月に高卒後、本年〇  
月まで就労移行の作業所に通い、本年〇  
月にc社にトライアル雇用、〇月より正  
式に就労し、現在に至っている。」とされ、  
現在の病状又は状態態として、知的障害

(中等度)、発達障害関連症状(相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害、限定した常同的で反復的な関心と行動)があり、その具体的な程度・症状は、「簡単な要求は言葉で表現が可能である。質問はイエス、ノーで答えられるようなものであれば何とか可能であり、いつも聞かれているようなことは答えられる。しかし言語理解は不十分で、会話は成立しない。表面的な対人反応はあるが、相互的な対人関係は成立しない。特定の親しい友人はいない。休日は自室でパソコンで動画を見てすごすことが多い。外出は父母と一緒にすることがほとんどである。通勤は一人でできているが、職場で親しい人はいない。こだわりはまだ認められ、勝負に負けると、そのことをいつまでも言いにつける。状況の変化に対応することはできにくい。斜めにもものを見たり、手をかざす、手指をうごかしてみる、跳ぶなどの常同行動も時にみられる。攻撃的な行動はないが、怒ると自分を叩くことがある。」とされ、日常生活状況は、同居者(有)の在宅で、家人以外の人との関わりは乏しいとされている。日常生活能力の判定では、身の清潔保持、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応は、いずれも、(自発的かつ適正に行うことはできないが)助言や指導があればでき、適切な食事、金銭管理と買い物、通院と服薬(要)、社会性は助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされ、日常生活能力の程度は、知的障害として、「(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」と判断されている。現症時の就労状況は、雇用体系は障害者雇用、勤続年数は4か月、仕事の頻度は週に5日、ひと月の給与は〇万円程度で、仕事の内容は、菓子箱を作り、菓子箱に袋づめにした菓子を入れる、発送などで、仕事場での援助の状況や意思疎通の状況は、社員が1対1で指導してくれる状況にあるとされている。身体所見は、チッ

ク症状を除き特記すべきものはなく、臨床検査は、IQ40(精神年齢7才4月:田中ビネV〇年〇月〇日施行)、障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護などの福祉サービスの利用は、就労支援とされ、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「日常生活においても多くの援助が必要である。保護的な環境で、なれた簡単な仕事であれば一定の労働能力を発揮するが、臨機応変の対応はできない。」、予後は、現状は改善の可能性はなく、備考として、「IQは40で中度知的障害の下限に近いが、自閉的な障害の併発があり、機能的には重度知的障害に近いレベルにある。」と記載されている。また、請求人作成名義(代筆は請求人の母親(B)とされている)の平成〇年〇月〇日付病歴状況申立書(国民年金用)(以下「本件申立書」という。)によれば、請求人の障害認定日(平成〇年〇月〇日)当時の就労の状況は、職種等は「作業」、通勤方法は「バス、電車を利用」、通勤時間は「1時間30分」、出勤の状況は「障害認定日の前月〇日 障害認定日の前々月〇日」、仕事の内容は具体的に、「菓子箱作り、お菓子・野菜の箱詰め・袋詰め等の作業に社員の方の1対1の指導のもとに従事している。」、仕事中、仕事終了後には、「チックの症状がしばしば見られる」とされ、日常生活については、炊事、洗濯はできなかったが、散歩、掃除、買物は自発的にはできないが援助があればできた、着替え、洗面、トイレ、入浴、食事については、いずれも自発的にできたが援助が必要であるとされている。ただし、審理期日において、再審査請求代理人はすべてについて声掛けが必要である旨陳述している。

以上のように、20歳到達日当時の本件障害の状態は、特別支援学校(高校)を卒業後、就労移行支援事業を経て、トライアル雇用され、平成〇年〇月には障害者雇用として正式に就労できており、毎週5日、バスと電車を利用して1時間

30分の通勤をしており、菓子箱作り、お菓子・野菜の箱詰め・袋詰め等の慣れた簡単な作業ではあるものの、社員の1対1の指導の下で継続して従事することができ、月〇万円程度の給与が支払われていたことが認められる。そうして、日常生活動作の障害についても、本件診断書によれば、適切な食事、金銭管理と買い物、通院と服薬（要）、社会性については、いずれも助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされているが、本件申立書によれば、声掛けを要するものの、着替え、洗面、トイレ、入浴、食事といった基本的な日常生活動作は、いずれも行うことができ、散歩、掃除、買物は、自発的にはできないが援助があればできたとされていることから総合的に判断すると、本件障害の状態は、認定基準に掲げる2級の例示である、知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通は簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なものや、発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応の行動がみられるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なものには該当しないし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものでされる2級の程度には該当しない。

請求人は、本件と類似する事案において障害等級2級と認められた裁判例が存する旨主張するが、障害の状態及びその程度の認定、判断は、個別具体的な事実関係に基づいて行われるものであるから、他の事案における裁判の結果をもって、直ちに本件における判断が左右されるものではない。

3 以上のように、20歳到達日当時ににおける請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当しないし、もとよりこれより重い1級にも該当しないのであるから、原処分は

相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。